

市県民税の申告は3月15日(金)まで

【問】市税務課市民税係 ☎77・8453



平成24年分所得の申告相談を受け付けます。必要な書類などを準備して会場にお越しください。申告書は自分で書くことになっていきます。書き方や計算方法などで分らないことがあれば、遠慮なく係員にお尋ねください。また、申告期限間近は会場が混み合います。申告相談はお早めに。

市県民税の申告が必要な人

▼給与所得の人でも申告してください。
 ▼給与所得者で給与以外の所得があった人。例えば、農業所得や不動産所得があった人などです。また、所得税の場合に申告不要とされる給与所得以外の所得が20万円以下の場合でも、市県民税の申告は必要です。

申告相談に持ってくるもの

- ▼印鑑、筆記用具、計算機
- ▼申告に必要な書類
- ▼事業（農業を含む）をしている人は、収支内訳書や収入金額、必要経費の内容が分かる帳簿など。昨年申告された収支内訳書の写しも持ってきてください。
- ▼給与所得や公的年金のある人は、源泉徴収票

派遣税理士の無料申告相談

次の期間、派遣税理士による無料の申

よくある質問 税の申告Q&A

Q 所得税がかからないので確定申告の必要がないと言われましたが、市県民税の申告は必要ですか？

A 所得税の納付や還付が発生しない場合の確定申告は必要ありませんが、市県民税の申告は必要です。所得税と市県民税では各種控除額などが異なっているため、所得税がかからない場合でも、市県民税が課税される場合があるからです。

Q 前年中に収入がなくても申告は必要ですか？

A 税法上の扶養に入っていない人は、申告をしないと収入が無いことが把握できませんので申告が必要です。

市県民税の申告内容は、国民健康保険税や介護保険料などの算定にも使われます。そのため、申告していないと軽減措置の適用が受けられないなど、各種の行政サービスを受ける際に支障をきたすことがあります。

また、所得証明書は申告してないと交付できませんので、収入の有無にかかわらず必ず申告してください。

市県民税申告相談の日程

- 市内全域 2月18日(月)～3月15日(金)、土日除く
- ▶会場 市民会館第1会議室、大和庁舎2階大会議室、三橋庁舎3階第2～4会議室
- ▶受付時間 午前9時～11時30分、午後1時～4時

地区別	対象地区	期 日	会 場
柳川地区	沖端・西宮永地区	2月13日(水)、午前・午後	矢留うぶすな館
	※東宮永、両開、昭代、蒲池地区の各公民館は施設改修のため使用できません。申告の際は、2月18日からの市民会館などの会場へお越しください。		
三橋地区	垂見校区	2月4日(月)、午前	垂見小クラブハウス
	ニッ河校区	2月5日(火)、午前	ニッ河小クラブハウス
	中山校区	2月6日(水)、午前	中山校区公民館
	矢ヶ部校区	2月7日(木)、午前	矢ヶ部小クラブハウス
	藤吉校区	2月8日(金)、午前	藤吉小クラブハウス
大和地区(校区制)	有明校区	2月18日(月)、19日(火)	大和庁舎 2階大会議室
	皿垣校区	2月20日(水)、21日(木)	
	中島校区	2月22日(金)、25日(月)、26日(火)	
	大和校区	2月27日(水)～3月1日(金)	
	六合校区	3月4日(月)～6日(水)	
	豊原校区	3月7日(木)、8日(金)、11日(月)	
	全校区	3月12日(火)～15日(金)	

※お住まいの地域の申告相談日に用事などで行けないときは、ほかの申告会場を利用することができます。また、小学校が会場になっている所では、児童の安全確保のため、学校敷地内への車の乗り入れをご遠慮ください。ご理解とご協力をお願いします。

昨年の九州北部豪雨で住宅や家財などに被害を受けた人は、雑損控除を受けられる場合があります。問い合わせは、市税務課市民税係まで。

